

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 第21回協議会 議事録

日 時：平成27年1月13日(火) 15:00～16:50

場 所：大阪府議会 第1委員会室

出席者：今井豊会長、坂井良和副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、  
(名簿順)浅田均委員、大橋一功委員、清水義人委員、八重樫善幸委員、花谷充愉委員、  
中村哲之助委員、宮原威委員、床田正勝委員、美延映夫委員、河崎大樹委員、  
明石直樹委員、辻義隆委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(今井会長)

それでは、皆さん、本日はお疲れ様です。

ただいまから、第21回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。

まず、定足数については、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項によって、2分の1以上の委員に御出席いただいておりますことから、定足数は満たしており、会議が成立していることをまず御報告申し上げたいと思います。

次に、議題の説明については、本日の議題は、特別区設置協定書案です。前回の協議会において、協定書案、12月30日付が提案をされ、その上で平成27年2月の府・市両議会に協定書議案を提出すること、そのため、本日の協議会において、特別区設置協定書案を取りまとめることが決定をされました。これを受け、本日は協定書案について協議し、協議会として協定書案を決定したいと考えております。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、橋下委員から、協定書案の修正に関しての御発言の申し出がありましたので、お願いしたいと思います。

橋下委員。

(橋下委員)

前回の協議会で、改めて協定書案の提案をしましたが、本日協議会として協定書案を決定することから、事務方に記載内容の最終確認を指示していました。その結果、修正が必要な箇所があるため、提案をします。修正の提案をします。

内容は、大阪市会で大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置について、昨年10月1日に議決をいただきまして、昨年11月25日には知事の許可を得て、組合が設置されました。また、市会議決の際に、ごみ処理施設の土地については環境施設組合に譲渡するのではなく、大阪市が環境施設組合に無償貸与することとされました。こうした議会での審議、議決内容を協定書に反映させるため、修正をお願いしたいと思っております。

詳細な修正箇所は事務局から説明させますが、ポイントは、ごみ処理施設の土地の承継先の変更です。

さきの協定書では、土地については八尾市や松原市と設置する環境施設組合に承継するとしていましたが、引き続き大阪市で保有することとなったこと、八尾工場の土地が大阪市域外に所在すること、ごみ処理事業を一体的に実施する必要があることから、特別区が

共同で一括管理することとしたいと考えております。すなわち特別区の一部事務組合を承継先としたいと考えております。

以上、協定書案の修正を提案させていただきます。

(今井会長)

では、事務局から修正箇所の御説明を願いたいと思います。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

それでは私のほうから、協定書の修正箇所部分について、説明させていただきます。

資料1に、A3の縦長の資料をちょっと2枚おつけしております。その部分に沿って御説明させていただきます。

この表は新旧対照表ということで、表の右側部分が、前回12月30日に提出させていただいた協定書案です。左側が、今回それを修正した内容の案でございます。また、表の左端の欄外の部分に記載しているページ数は、先生方のお手元に配付しております資料2、今回の修正箇所を溶け込ませた形での協定書案の対応ページをお示ししております。

見え消しという形、追加という形で記載させていただいたものでございます。

まずはこの資料1のところでございますが、表の欄外に書いてございますP15という部分、これは職員移管の部分です。

それからP20というところは、特別区で共同に処理する事務にかかる部分でございますが、これも新旧の部分と比較していただきますと、削除されている部分は基本的に同様でございます。これらはいずれも、昨年11月25日に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が設立されたことに伴う規定の整備ということになります。さきの協定書を取りまとめていた段階では、同組合の設置については、市会のほうの御議決も得ていない状況であったために、特別区の設置の日までの間に、同組合が設置されなかった場合の取り扱いを規定していたものでございます。今般、同組合が設置されたことに伴い、これらの記述を削除しております。

その下の表の欄外に、P222と記載している箇所以降につきましては、これはいずれも協定書の別表の修正ということになります。

内容につきましては、ごみ処理施設の土地につきまして、5つの特別区で構成する一部事務組合が共同で一括管理することに伴い、別表に記載している財産の承継先や、一部事務組合が共同する事務について修正することとしたものでございます。

対象となる土地につきましては、2枚目の中ほどのところをごらんいただきましたら、左欄の修正案のところで見れば、P354と書いた部分でございますが、住之江工場から八尾工場までの7つの施設の土地につきまして、これを従前、12月30日の案では、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に承継するとしておりましたものを、今般、特別区でつくる一部事務組合に承継するという形に変更したものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

(今井会長)

ただいま、橋下委員及び事務局から、協定書案の修正に関しまして発言がございました。

何か、御質問等ございますか。

宮原委員。

(宮原委員)

協定書案の質疑を、今日本当はしていただきたいと今でも思っているんですが、その要望が1つと。それから、質疑がもし、まともな質疑ができないということであれば、橋下市長と松井知事に是非お願いをしておきたいんですけども、それについて回答いただきたいと思うんですが。

1つは、協定書の中身について、実際がよくわかるような、府議会や大阪市議会や府民、市民にフルオープンにしていきたいと。例えば、今もごみのことがありましたが、平成29年には職員が198人増えますよね。それから、3つの区役所が、東区、南区、中央区、3つの区役所が必要で、555億円かかります。

それから、府議会でも議論をしましたが、例えば市民プールは24カ所が9カ所になる。そういう市民犠牲が、122の施設が72施設になります。あるいは、知事は最良の成長戦略というふうに答弁されましたが、淀川左岸線の延伸部に3,500億円だとか、なにわ筋線に2,500億円だとか、そういう大阪都によって1兆5,000億円もの開発がされようとしている。そういう協定書を読んだだけではわからない、実際のところを、ぜひ大阪府議会や大阪市議会や、あるいは府民、市民にフルオープンにして、その協定書と一緒に、議会にも出していただきたいと。そのことをぜひ約束をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

(橋下委員)

この協定書は、役所の組織をどうするかという協定書であって、今、委員から御指摘あったのは、その組織をもとにどういう政策をするかという話でありますから、政策面は、これはきちっと予算化するときに、府議会、市議会、場合によってはそのときの、これは都議会になっているのか、区議会になっているのか、そちらのほうできちっと議論をしてもらえればいいと思っていますので、政策面については、きちっと議案としてまとめて、議会のほうに出させてもらいたいと思っています。

(松井委員)

宮原先生、もちろんフルオープンでこれまでもやってきましたし、先の議会においても、宮原委員の質問に対して、考え方は違いますが、誠意をもって答えをさせていただいたと思います。まさにフルオープンで議論をしていないという指摘は当たらないと、こう思っています。

また、宮原委員が今回、この協定書の中身について、合理的にこれは変更すべきという主張があれば、今回この協議会でしていただいて別に結構であります。

入り口論ではなくね。

(宮原委員)

いやいや。入り口論じゃないですよ。中身のことを私は言うてるんで。

先ほど、市長はフルオープンにして議会に出したいとおっしゃいました。それから、なぜ僕がそういうことを言うかといいますと、松井知事はそうおっしゃったけれども、プールのことだとか、そういう市民が犠牲になるというようなことは、共産党さんがビラで宣伝したらいいじゃないかというふうにおっしゃったんですよ。それはやっぱり、提案者である知事や市長のされるべきことだと。当然もちろん議会は議会で、それに基づいて意見を言ったりチェックしたりすることは当然やりますけれども、そういう経過があったので、今のような要望をしたので、それは松井知事も、その答弁をよく覚えておられると思いますから、ぜひ私が言ったような内容も含めて、具体的にした上で議会に諮ってください。それは要望しておきます。

(橋下委員)

これはメディアも大混乱して、法定協議会で議論を尽くせ、議論を尽くせて、もうメディアは大合唱しているんですけども、この法定協議会で議論するものとそうでないものを、委員は混同していると思いますよ。協定書の中身で、今言った職員体制とかそういう問題については、これは次の議会までにある程度工程表を、概略でも示そうと思っています。この協定書に基づいて、どういう形でこの特別区をつくっていくのか、大阪府という広域行政をどう変えていくのかという、そういう部分はきちっとある程度の概略で示そうとは思っていますが、淀川左岸線の延伸部の問題とか、なにわ筋線の問題は、この協定書の話とは別に、これは大阪、そのときの大阪府、大阪都なのか、特別区なのか、いずれにせよこれは予算化して、議案化して、これは議会で議論するものですから、そのときにきちっとさせてもらいたいと思っています。

それから、施設の統廃合等についても、この特別区、協定書に基づいた特別区ができたときに、この予算の範囲で、本来はその特別区が判断していくこと、ないしは、その特別区ができるまでの間は、僕が大阪市長として、市政改革として進めていくことですから、この協定書とは別に、しっかりとこれは市議会に、施設のあり方については、議案として提案をして、市議会ですっきりと議論をしていきたいと思っています。

(宮原委員)

市長はそうおっしゃいますけれども、平成29年から17年間の効果額が1,980億円だという答弁を、府議会でも市議会でもされていてね。その中身にプールが24カ所が9カ所になるとか、今、書いてあるんですよ。だから、そのときそのときの議論では間に合わないじゃないかと。既にその大阪都構想によって、そのことが計画されているんだから、計画されている以上は、具体的にちゃんとその。確かに協定書という行政組織と、それから具体的な施策は、一般論としては違いますよ。違いますけれども、その大阪都にすることによって、1,980億円、こういう効果が出ると。その中身としてはこういうものがあるということは、ちゃんと出ているわけですから。それはきちんとしてくれないとおかしい。

(橋下委員)

そしたら共産党のほうで、市議会ですべて賛成してくださいよ。出してる市政改革プラン、反

対するのであれば。

(宮原委員)

いやいや、ちょっといいですか。

(橋下委員)

その改革、だから示したいんですよ。そしたら市議会のほうで、今出している市政改革プランですね。全部賛成してくれたら、その効果額きちっと見せますから、ぜひ共産党で賛成をしてくれれば、きちっとお見せをします。

(宮原委員)

それは、論理のすりかえもいいところですよ。我々は、そういう中身なんだから大阪都に賛成できないと言ってるんですよ。最悪、今日その取りまとめるということを多数決で、この前強引に決められたので、私はせめて、そういう協定書に関連する具体的な事実について、府議会や市議会や、大阪府民や大阪市民にオープンにきなさいということを行っているので、それについて賛成、反対やなんていうことを、全然ねじ曲げたことを言うたらあかんですよ。

(橋下委員)

じゃあ、きちっと必要な改革プランについては議会に提案をして、フルオープンの場合、常にフルオープンで議論してますのでね。きちっとそういう改革プランについては出させてもらいます。しっかりと市議会のほうで議論してもらいます。

(宮原委員)

その点は松井知事もぜひ、二度と共産党さんがビラで宣伝したらええとかいうような暴言ははかれないように、要望しておきたいと思います。

(松井委員)

宮原委員はちょっと誤解をされているというか、勘違いされているのは、まず市政改革というものがあって、その改革プランに基づいて協定書の中身に入れ込まれてますけれども、だからそこは市議会において、市政改革の賛否を共産党として意見を出されれば、一番わかりやすいと思います。だからそれは共産党の主張ですから、党としてどんどんこういう共産党さんがよく使われる言葉で、これはもう悪い改革だということですね。そこは共産党さんが主張されればいい話だと思います。そこは政策の違いですから、我々と。

それと、役所の話もありました。これについては、5つの役所のうち足りない役所につきましては、この2年間の間にしっかりと場所も決め、そのイニシャルコストについても、この協定書の中には書き込まれ、それも含めて長期財政シミュレーションの中で黒字になるということがはっきりしているということです。

(今井会長)

もう最後ですか。

(宮原委員)

大阪市議会でと言うけど、大阪市民の問題は大阪府民の問題でもあるんです。したがって、当然、市議会でも府議会でも、当然それは議論がされなければいけない問題だということが一つと、それからもう一つは、僕が今言ったのは、共産党の政策を言ってるわけじゃないんです。客観的な事実を申し上げてるんです。その事実は、誰も否定されなかったんです。知事も市長も否定はされてないですよ。その事実もされてないのを、何か共産党の政策だみたいに言われるのは、それは違うと。だから、事実に基づいて、公正にフルオープンで、府議会でも市議会でも、それから大阪府民、大阪市民の間でも議論すべきだということを要望しているので、その点はぜひ、念を押しておきたいと思います。

(今井会長)

それでいいですか。

(橋下委員)

わかりました。

(今井会長)

ほか、御意見ございますか。

ないですか。

特に修正が必要と考える委員さんにおいては、どの部分をどのように修正されるべきか、具体的な提案があれば御発言を願いたいと思います。

御発言がなければ、原案をもって協議会として協定書案を決定したいと思うんですが、ありませんか。

(松井委員)

ここで言わなあきませんよ、宮原先生。今、ここでありませんかって言われてるときに。

(宮原委員)

今、松井さんがそういうことをおっしゃるからだけど、異議あるに決まってるんですよ。だから、その13日で取りまとめるということにも我々は反対をしたので、当然異議はあります。ただ、その意見は山中委員が、後で意見の開陳の中で言うと思いますので。

(今井会長)

ちょっと待ってください。

(松井委員)

整理させていただきますけれども、共産党の宮原委員が、先ほど、意見を言う場がないと、

協定書の質疑も、中身について言いたいことがあると言われたので、今、会長がここで御意見ありますかと、合理的、具体的な意見があれば聞きますよと言われたときに、ここで言われたらどうですかと言うただけの話でね。ここで言わなきゃ、宮原委員、ここで今、意見がないということは、宮原委員が言われたことの方ほどの御意見と全く矛盾しておりますよ。

(宮原委員)

そしたら今から私、一つ一つ聞きますけど、答えてくれるんですか。

(橋下委員)

答えます。

(宮原委員)

そしたら、幾つか言わせていただきます。

(橋下委員)

一問一答で。

(今井会長)

ちょっと待ってくださいね。一つずつどうぞ。

(宮原委員)

一つは、皆さんは市政改革プランにもう盛り込んでと言うけど、それはまだ市議会では決定されていないですよ。いわば継続審議ですね。122カ所の施設が、プールが24カ所が9カ所になるとか、あるいは住民の市民交流センターが全廃されるとか、そういうことで削減額は施設関係だけで366億円になるんですけどね。そういうことが、市民サービスの後退につながると。当然、そのことはタウンミーティングだとかそういうところでも、橋下さんや松井さんは、住民にちゃんと知らせた上でいるんなことをおっしゃっていると思いますが、具体的にそういう説明を街頭などでされたことを私は聞いたことないんですけどね。その辺は実際にフルオープンでやってきているという今までの言い方と、実態は違うじゃないかということの一つ申し上げたいんですけども。

(橋下委員)

今まで、じゃあ、共産党も含めてですけども、自民党も民主党も公明党も共産党もそうですけども、全部、府政、市政でやってることを、全部街頭タウンミーティングでやっているんですかね。街頭タウンミーティングでこれやってるといのは、維新の会がやり始めて、全国のこれ自治体、地方政治の中でも、これあり得ないようなことを僕らはやってるわけですよ。1回2時間も3時間もかけて、そこで説明している内容は、大阪都構想の、いわゆるこの役所の仕組みを変える部分について説明をしています。市政改革の部分については、これは議会での議論があるわけですから、この議会での議論がフルオープ

ンであって、住民説明の場であって、もしそうでなくて、街頭タウンミーティングで全部説明しろって言うのであれば、これはもう府議会の、それこそ共産党だってじゃあどれだけ街頭タウンミーティングされてるんですか。回数をおっしゃってくださいよ。僕らは週に。要は、自分たちはやらずに僕らのほうだけやれやれって言って、それは市議会のほうでしっかりと施設の統廃合とか市政改革プランについては、市議会できちっと議論してますから、議会の議事録を見て、しっかりとそれをまた有権者の皆さんに、支援者の皆さんに伝えてもらえれば結構です。

(宮原委員)

市長は都合がいいときは、それは議会で議論していただいたらいいと。一方では、何もかも街頭ではできないんだと言いますね。

(橋下委員)

それはそうですよ。

(宮原委員)

しかし、今おっしゃったようなことは、僕は高槻市では自分なりにパネルつくって、タウンミーティングもやったりしてますよ。市長が自分の都合が悪い数字については、それは議会でやってくれと。それで、いやそのこっちは統治機構だから、すばらしい効果生まれるんですというようなことだけ、タウンミーティングでおっしゃるから、それはやっぱり市民を欺くやり方じゃないかということを私は言ってるんですよ。

(橋下委員)

いや、それでしたら、政治活動やってるこれ、ピラなんかでも、自分たちの都合のいいピラばかりみんな配ってるじゃないですか。自民党さんのピラだって、これもう虚偽の事実に基づいたピラが配られたり、こんなの政治活動でみんなやってることなので、共産党が言ってることだって、虚偽の事実だっていっぱいあると僕は思ってますけど、これは僕の認識。共産党は共産党でそれは真実だと言うし、その話と、きちっと議会で議論する話は分けてもらって、議会でちゃんと、市議会でも市政改革プランについてはしっかりとやってるわけですから、それこそ共産党の議員もいるわけですから、しっかりとそこで質疑してくださいよ。僕に質問も、全然共産党はしてこないのですね。やってきてもらったらいいですよ、市議会です。

僕に議会で質問もしないのに、それタウンミーティングで説明しろって、住民代表なんですから、市議会議員は。だから、何百万人の、200万人の有権者の代表として、市議会ですっきりと、共産党の議員にはっぱかけてもらって、僕に質問してもらって、僕はきちんと答えますから、住民の代表として。それでいいじゃないですか。フルオープンでやりましょうよ。

(宮原委員)

僕が言ってるのは、それは議会は議会でももちろんやったらいいんですよ。だけど、維新

の会の皆さんが、知事や市長が、そのタウンミーティングなんかでやってるときに、一方では大いなる夢を語ってるんですよ。しかし、それを抽象的にしか語らずに、実際の害悪は、市民に対する被害は具体的に語ってないから、それはおかしいじゃないかということを私は申し上げているので。

(橋下委員)

わかりました。

じゃあ、タウンミーティングに共産党の議員の皆さん、来てください。やりましょう、公開討論で。誰も来てくれないから。だから、やりましょうよ。これからまた毎週、週1回、3カ所、市内ぐるぐる府内も回りますから、来てください。そこでどンドン言ってください。やりましょうよ。

(宮原委員)

何でそこに持っていくの。

(橋下委員)

やりましょうよ。説明しろって言うんですから。僕の説明の仕方をあだこうだ言うのであれば、その場に来てもらって討論したらいいじゃないですか。それはこっちは政治家なんでね。政治家なんでいろんな表現方法とかいろんな主張の仕方があるわけで、これは各党の皆さん、みんないろんなピラやいろんなことでやってるわけですよ、みんな集会で。僕は、じゃあ自民党の皆さんに、共産党の皆さんに、そんな言い方はおかしいじゃないかなんて、いちいち言いませんよ。だから、それだったら僕がやってるタウンミーティングに来てもらって、ここがおかしい、あそこがおかしいって言ってくださいよ。

(宮原委員)

僕はいちいち、そういうタウンミーティングにつき合うつもりはありませんが、ただ、各党が例えば出席するような公開討論会などを、何回と設けていただくということやったら、喜んで参加しますよ。それはしかし、ちゃんとルールも決めて、時間もね。そういうことをきちんとやっていただけるとしたら、何ぼでも参加します。

(橋下委員)

これは今回の協定書案が議会で承認された場合に、住民投票が決定されます。そうなるのと、法に基づいて、住民投票に対して広報しなければなりません。その広報活動の中で、しっかりと各会派の皆さんが参加してもらうような形での公開討論会というものを、思う分だけ設定させてもらいますので、そんな4、5回ぐらいのそんな回数じゃなくて、30回、40回、もうそれぐらいの回数で設定しますから、ぜひそこで参加をしていただいて、大いに議論をさせてもらえればと思っています。

(宮原委員)

ただ本当は、そういうのをこの協定書を決めるまでにやるべきだったのよ。それを去年

の1月にああいう形で打ち切って、去年の7月に維新だけで協定書案を、自民党や民主党の皆さんなどを排除して決める、そういうことを、その乱暴なことをやるから、今問題になってるわけで、そういう意味では、言い方はちょっと失礼かもしれませんが、前科があるんやな、わかりやすい言い方したら。前科があるんです、橋下市長。そこはだから、前にそういう罪があるから、私はそういう公正とか、フルオープンということについて、きちんと意見を申し上げているので、その点はぜひお願いをしておきたいと思います。

(橋下委員)

前科というのは、ちょっとそれは完全に事実誤認なので、間違っているので言わせてもらいますけれども、前科というのはルール違反があって初めて前科になるわけですから。

(宮原委員)

ルール違反じゃないですか。

(橋下委員)

法定協議会のあのやり方はルールに基づいています。民主的な決められたルールに基づいて、でき得る範囲のことでやっています。そして大阪市議会のほうの協議会のメンバーは、参加できたんです。参加はできたのに参加しなかったと。それはいろんな事情があったんでしょう。いろんな理由があったんでしょう。これはお互いの理由のぶつかり合いがあると思うんですが、それぞれ双方の理由の中で、これは民主的なルールに基づいてやっているわけですから、前科では全くありません。あの法定協議会の場で議論することは、大いに僕らはやりたかったんですけれども、やっぱりルールに基づいて、規約違反のそういうメンバーは退場していただく。だけど、大阪市議会のメンバーは規約違反、そういう意味では僕らはやりましたけどもね。それでも市議会のメンバーは参加できたわけですよ。これは多数決の原理で、メンバー入れ替えなんてことはできなかったわけですから。でもこれは、いろんな事情で、市議会の協議会のメンバーは参加しなかったと、そういう中で法定協議会が進んできてる中で、やっぱりそれは一方的にこちらのほうに前科だ、前科だというのはおかしいと思いますよ。だからきちっとこれから議論していきましょう。

(松井委員)

宮原委員が法定協議会のメンバーになられたのはつい最近のことですから、よく中身を、これまでの経過経緯を御存じないかもしれませんが、山中委員は排除されたんじゃないくて、御自身でボイコットされたんですよ。市議会。いや、そうですよ。そうです。御自身で。だから、宮原委員が言われていることは、もうちょっと全く支離滅裂になって、共産党としての考え方が支離滅裂になってますよ。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

こういうのに巻き込まれるのは本当に迷惑ですけれども、ボイコットとおっしゃるので、もう何も申し上げないつもりでしたけれども、それはそうじゃないというのは、私だけではありません。自民党さん、民主・みらいさん、途中からは公明党さんも、浅田会長の、当時の会長の名のもとに、規約に違反しているから、もう出て行けと言われて、私たちは出られなくなったわけで、ボイコットをしたというのは違うということだけ申し上げておきます。ちょっと巻き込まれるのは迷惑です。

(今井会長)

美延委員。

(美延委員)

今、山中委員。

(今井会長)

座ってやって、座ってやって、別に、ええ。

(美延委員)

山中委員が言われましたけれども、府はいざ知らず、大阪市のほうは、我々はぜひ出たいということで、当時、今、副会長の坂井副会長、それから私、美延、それから、当時委員やった吉村委員、3人は出たいということで反対させていただきましたけど、賛成多数で、それは賛成多数で決まったから、私たちもルールに基づいて出なかったんです。以上なんです。

だから、そのボイコット云々ということは全く違います。

(今井会長)

ほか、ありませんか。

ちょっと、待って待って。

宮原委員。

(宮原委員)

自民党さんや民主党さんを大阪府議会の、自民党さんや民主党さんを排除された、浅田会長が。そういうもとで、大阪市議会の皆さんも出られないという判断をしたので、それはボイコットじゃないです。そういうこのダブルスタンダードを求めてもだめですよ。市議会は、府議会は排除したと、しかし市議会はたまたま自分たちが多数じゃなかったから排除できなかっただけの話で、それは何とかな、府議会は出られなくても、市議会が出たらよかったんだと、それはある意味ダブルスタンダードで、そんなことをその天下の市長が言うのじゃない。

(今井会長)

協定書に関係してもうない。

全然違う方向になってるんですけども、この修正に関してないですかね。

(宮原委員)

いや、協定書は何ほでもありますよ、私は。

(今井会長)

関連ですか。

はい、どうぞ。

(宮原委員)

何ほでもある。

いやいや、質問させるといふから、言ってるんですけどね。

3カ所新しい区役所が必要になりますね。この555億円というのは、基本的に東区と中央区と南区の区民が負担をするということ聞いてますけど、それ間違いないですか。

(橋下委員)

これちょっと財源負担の関係は、事務局のほうからちょっと説明してもらえますか。

(今井会長)

大都市局手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

多分、財政シミュレーション上示している数字のことをおっしゃられてるんだと思うんですが、シミュレーションで行ったのは、それぞれの区の財源でもって償還していくという絵にしています。

ただ、その場合も賃貸、借り上げて、各区が借り上げて庁舎を運営していくよりも、建設したほうがトータル期間コストは安くなるという形でお示しさせていただいたところでございます。

(今井会長)

宮原委員。

(宮原委員)

ただその場合も、大阪都にするという前提の計算を今事務局はおっしゃったので、今の24区のままだと、そのもともとの555億は要らないんです。それは間違いないですね。

(今井会長)

大都市局。

( 府市大都市局手向制度企画担当部長 )

あくまでも五つの特別区をつくる場合に、不足面積に対応する場合の賃貸あるいは、賃借あるいは建設ということをつくった場合、つくったシミュレーションです。今の24区の庁舎が今後どう老朽化等していくかということについては、私どもの作業では一切考慮しませんでした。

( 今井会長 )

宮原委員。

( 宮原委員 )

だからその555億円というのは、新しいコストとして必要になるんです。そういうの今、市長はたまたま事務局に振りましたが、新しくその五つの区をつくることによって、本来必要でない555億円もの金が必要になって、それこそ、子や孫の代にまで負担が行くというようなことについて、市長は日ごろ自分がおっしゃっていることと矛盾すると思いになりません。

( 今井会長 )

橋下委員。

( 橋下委員 )

いや、これは必要なものはつくらなきゃいけないですよ。これは共産党の皆さんと僕の考え方の必要性のあとには判断の違いであって、例えば、宮原さんとは以前府議会で議論したときに、国際児童文学館、僕はあれはもう要らないじゃないかというふうに言っても、あれは必要だ必要だ残せというふうに言った。それから、ワッハ上方だって必要だ必要だと言って、残せ残せと言った。それから、何でしたっけ、あの堺にある子供の遊び場、ビッグバン。あれだって、残せ残せ。そういうものは残せ残せって言うわけでしょう。区役所というのはふだん、もしこれ大阪都構想の議論がなければ、共産党の皆さんはつくれつくれと言いますよ。だってそれ便利になるんですから、区民の皆さんにとっては。

だからあれはどうぞ、どうぞどうぞ区民センターつくってください、区役所つくってくださいって、ふだんは共産党は言うはずなのに、大阪都構想の話になったら要らない要らないって。それだったら、もっとこのいろんな大阪市内にある施設について、もっと合理化を図ってくればいいのに、なぜか僕が合理化を図って、他の施設について、これは統廃合するとか言えば、それは残せ残せと言って、今度、区役所、まさに市民の、区民の皆さんにこれは利益になるようなものをつくろうとしたら、それはコストだという。そもそも、大阪市の今の市役所の体制で、今回の新しい区役所の建設費について、コストコストって言いますが、今の大阪市役所の仕組みの中で、じゃあワインミュージアムなんて、あんなものつくってるわけですよ。海の時空館つくったり、それこそ温泉施設、リフレ、ラスパO S A K Aとか、信託事業でこないだ650億円の賠償金払って、あの弁天町の駅前にあんなオーク何とかっていうことをやったりですよ、新大阪にソーラー何とか

という信託事業やったり、まあそんなことを今までさんざんやっというて、WTCビルもそうですね。

それに比べれば、区民の皆さんの、その区民サービスの直結する区役所というものを、きちっと身近なところにつくる。これはコストと言うよりも、住民サービス拡充のための意味サービス費ですよ。だからそれ、ふだん共産党の皆さんは賛成するはずなのに、この部分だけ反対してですよ、じゃあほかの施設については全部残せって言うんでしょう。それは非常に矛盾していると思いますよ。これはもう必要性の判断です。これは区役所というものは、住民サービス、区民サービスの拡充のために必要、むしろ必要だと僕は判断しています。

これをつくることによって、今まで起きた、大阪市役所がやっていたような、そのいろんなハコモノ、もう住民チェックが働かずに、それこそ、東淀川に住んでいる人はラスパO S A K A、東住吉区のラスパO S A K Aなんて行ったこともないし、知らないって人ばかりですよ。そういうように住民チェックが働かないようなこの仕組みを改めることのために、この500億円というお金を使うほうが、将来のためにはよっぽどプラスになると思いますね。

(今井会長)

宮原委員。

(宮原委員)

共産党はWTCもそうですね、そういう建設はやめるべきだということを、ずっとかねてから言うてきたんです。それを何もつくれ何ていうようなことを言うてきたわけじゃない。それが一つ。

それから、もう一つは、区役所について言うたら、今24の区役所が既にあるわけですよ。その24の区役所があるのに、あと三つ、それとは別にその大阪都によって必要だということから、それは無駄遣いじゃないのということを言ってるわけで、ほかの施設とは全然意味が違います。

それから、我々が反対しているのは、例えばプールならプールで、24カ所で360万人使ってるわけじゃないですか。その360万人使って、市民の健康維持だとか、そういうことに役に立っていると、そういうものを削るなということ言ってるので、何もそのハコモノを全部削るななんてことを言っているわけじゃないです。そういうふうに具体的に我々はものを言ってるので、そこは勘違いしないようにしていただきたいと思います。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは、まあ府議会議員でいらっしゃるんで、宮原委員は、余り大阪市の行政のことを御存じないかもわかりませんが、区民サービスを充実させる。区民の声をもっとより近く、きめ細やかに聞こうと思えば、今のこの区役所三つ建設したほうが、より区民の声聞こえ

ますよ。今も、今日も午前中、教育委員会と市長の協議会やってきましたけども、分権型の教育行政システムをこれ踏み出さなきゃいけないということを、今日決定しました。一つの教育委員会では500個の学校なんて所管できませんし、区民の皆さんの声を全部教育委員会が声を聞くなんてのは、これはもう無理なんです。もうみんな無理だとわかってる。だから今回は、その区長に、教育担当の次長になってもらって、よりもっと住民に近いところで教育行政やっていこうと。その流れからすれば、行く行くはこれ教育委員会事務局を幾つか分散させてつくっていくということにもつながってきます。それはコストじゃなくて、より区民の皆さんの声をしっかりときめ細やかに聞いていく、ニーズを把握していくための、これはもう必要経費ですよ。だからこれは余分なコストではなくて、無駄なコストじゃなくて、より区民サービスを充実させるための経費だというふうに考えてもらいたいと思います。

それは宮原さんが言う、国際児童文学館とかワッハ上方を残せと言ってる、プールを残せと言っているのと同じです。あとはもう必要性の価値判断の違いなので、ここはもう議論しても決着のつかないところだと思いますよ。必要か、必要じゃないかという話ですからね。

(宮原委員)

決着はつくよ、それは。

(今井会長)

宮原委員。

(宮原委員)

児童文学館のときでも、あるいはワッハ上方のときでも、実際に我々は何もその一般的なハコモノがどうのこうのじゃなくて、具体的にこういうことに使われてるじゃないかということを全部申し上げてきました。

今ここで児童文学館が東大阪に行って、どんなひどい目にあってるかとか、それは言い出せば幾らでもありますけど、実際に大きく後退をしてるので、そこはもっと自分がやられたことの、何といいますが、マイナス面というのは、客観的にもっと見ないと、行政の長としては具合悪いと思いますね。

それから、24区の区役所がある中で、その住民の要求をよりリアルに掴もうと思うことは幾らでもできるので、それは新しく五つの、六つの区役所をつくらないと聞けない。そんなことはありません。それは申し上げておきます。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、そんなことないですよ。だってこれ特別区にしたら、それぞれに議会ができるんですから。今、大阪市議会に各区の常任委員会もないんですよ。区ごとの。これは政令市

でそういうことをやっている政令市もないですよ。各区単位で区の課題を、区の選出議員とその区長が話し合って物事を決めていくという正式な機関もないような状況の中で、今回のこの協定書に基づいた大阪都構想、これが実現すれば、大阪市内に五つの区議会ができるんですから、これはもう十分に住民の皆さんの声を聞いて、物事を決めることができる。今よりもはるかに住民に近いところで、行政ができること間違いありません。そのために必要なハコモノとといいますか、建物ということであれば、これはもう十分住民の皆さんに御理解いただけると思いますよ。だって、大阪市内に五つの区議会ができるんですから。これ以上住民の皆さんの声を聞く、その仕組みはないじゃないですか。

(今井会長)

宮原委員。

(宮原委員)

議員の数はほとんど変わらないわけですよ。だからその住民の声が本当にリアルにその議会に届くという点で言うたら、まあ言うたら、今の大阪市議会を形として五つに分けたようなものにしかならないわけで、五つに分けたから、よりその住民の声がもっと届くなんていうのは詭弁だと思いますね。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それはね、大阪都構想、根本からもう一回見てもらいたいんですけども、仕事の役割分担をするんですよ。だから今の人数で同じ仕事量じゃないんです。今度は特別区議会になると、広域行政の部分についてはもう仕事を解放されるんですよ。僕も市長をやって、もう病院とか大学なんてのは同じ知事がやってるんですから、全部知事に任せたいんですよ。経済を、いろんな国家戦略特区にしても、カジノの問題にしても、こういう問題については、今、知事に任せてますけども。高速道路の問題、港の問題、これは今、今のこの大阪府庁と大阪市役所の関係で言えば、全部市議会議員が、そういう大阪府議会議員がやるような仕事に加えて、通常の基礎自治体のそういうような仕事というのを全部受けなきゃいけない。だからそういう、その人数と、仕事を整理して、広域行政は全部これから府議会議員、都議会議員に任せる中での、この議員の数というのは、これは全然違います。仕事の量が変わるんですから。だからより、これは住民の皆さんの声をしっかり聞けるように、仕事の役割を整理して、今の市議会議員の負担を軽減させていくということで、これは人数が同じだから同じじゃないか何て言うのは、これは全くこの協定書の中身をわかってない議論ですよ。これは毎日新聞が同じこと言ってました。毎日新聞が記事で。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

ちょっと今の市長の意見に、もう一つつけ加えておきますけれども、宮原委員、267万1人で首長選ぶんじゃないで、そこに5人の首長が選ばれるわけですから、選挙において、まさに住民と、選挙になれば住民の皆さんに公約を示して、それを実現、実行していく、そういう行政のトップが選挙で選ばれるわけですから、これ今以上に住民の声は聞き取りやすくなると、聞けるようになる、これはもう当たり前の話だと思います。

だから、都構想にする、大阪都になることによって、基礎自治体の住民の意思というのは、より行政に届きやすくなります。

(今井会長)

宮原委員。

(宮原委員)

都合のいい面ばかりおっしゃるんですけど、今、市長も言われたように、広域的な部分というのは大阪府に移るんですよ。ということは、行政の全体のパイは変わらない。府が受ける部分が少しふえるわけですよ、広域的な部分。しかし、それをチェックしたり、進めたりする府会議員というのは、この109人から88人減ってるわけです。そうすると、とりあえず、88人の府議会議員が、よりたくさんをすることになるんですね。僕は個人的には別にそれは構いません。しかし、住民の側から見ると、その自分たちの声が、行政との関係で見れば、大阪府という組織で見れば、届きにくくなるんです。だって、たくさんをやるんですから。

だからそういった、大阪市のほうはこうなるんだということばかりおっしゃるけど、大阪府のほうは大阪府のほうで権限や仕事が増えるということなんです。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは、高槻市選出なので余り感じてないのかもわかりませんが、花谷委員とか、多分感じてるとは思いますけども、政令市の一番の問題点は政令市内の府議会議員の仕事は何なのかということですよ。それは全部府議会議員と市議会議員が役割分担きちんとしてなくて、市議会議員のほうに仕事が偏って、じゃあ政令市内の府議会議員、申しわけないけど、浅田委員や花谷委員は、ほかの市町村のその議員と比べてどうなのかってことやったら、やっぱりこれは今まで余裕があった、そういう状態だったと思いますよ。

だからこれから大阪市内の広域行政分は、花谷委員や浅田委員に目いっぱい活躍してもらった方がいいわけですから、88名の中でも、浅田委員や花谷委員で、広域行政、大阪市内の広域行政、しっかり仕事やってもらったら十分ですよ。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

宮原先生、議員定数の、共産党がいつも言われるように、より民主主義で、住民のニーズをきめ細やかに捉えるためには、共産党はもう議員ふやせふやせの一本やりですけども、そこはもう考え方の違いです。これだけ情報伝達技術も発達する中で、今回、来年の4月には共産党さんの大反対がありましたけども、大阪府議会は88になる。東京都議会は10万人に1人で、大体都議会議員を選んでますから、大阪府内880万人、10万人に1人の広域議会、広域議員を選ぶと、これで十分大阪全体の広域行政に対しての住民の意思、意見というのは、これは伝わってくると、あとは一人一人の議員の努力というか、そういうことです。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

繰り返しになりますけれども、これは大阪市内の、大阪市が受けている広域行政を、新しい大阪都に移した時に、宮原委員もいろいろ口出しはできますけれども、実質の仕事がふえるのは大阪市内選出の府議会議員、都議会議員、その仕事が入るといいますから、それは全体のバランスで十分だと思います。

それから、大阪市内に、やっぱり五つの区議会が必要だ、5人の選挙で選ばれた区長が必要だというのは、ちょっと考えてもらったらわかると思うんですけど、高槻と、そしたら270万まで、270万人の枠といたらどれぐらいになりますか。高槻、茨木、箕面、池田、豊能、能勢、これを合わせてもまだ足りないでしょう。島本、吹田、これぐらい入れてもまだ270行かないんじゃないですか。そこにですよ、たった1人の市長だけで、たった一つの議会だけで、その住民に身近な医療、福祉、教育のサービスがきめ細やかにできると思いますか。それが今の大阪市の状態なんですよ。高槻、島本、茨木、箕面、池田、豊能、能勢、吹田、まだ足りないかもわからない。そこにたった1人の市長だけがいるのが今の状態なんですよ。たった一つの議会だけなんですよ。やっぱりきちんとかう分けて、複数の選挙で選ばれた区長と、複数の区議会、まさに高槻市長がいる高槻市議会があると同時に、複数の分けて住民に近いサービスをやる。住民に近い住民サービスをやるというのが、本来のニア・イズ・ベターだと思いますよ。

(今井会長)

宮原委員。

(宮原委員)

先ほどからの議論をちょっと、松井知事のおっしゃったことについて、一つ反論しておきたいと思うんですけど、維新の会の皆さんが、議論もせずに強行された88人というのは、1人区が48とかいうのはとんでもない民意の切り捨てだったんですよ。だから、我々はその88人に対して共産党は共産党なりの原案を出しました。しかし残念ながら、

共産党は今、議案提案権ありませんから。少なくとも、1票の格差を2.92から2倍以内にすると自民党さんの案が出た。1人区を48から30ちょっとに減らす自民党さんの修正案が出たということで、それを通したわけで、多ければ多いほどいいというようなことを言うてたら、そんな自民党さんの案に賛成するとか、あるいは共産党が88人を基礎にした案を出すとかというようなことはしませんよ。それは全くのデマに近いということをおきたいと思います。

それから、市長が1人というふうにおっしゃるけど、区長もおり、市議会もあって、今まではやってきたわけですから、それは住民のサービスだとか、そういうその中身抜きに、なんしかそれを五つに分けたら、住民の意見がよく通るんだと、よく通るんだ言いながら、実際にはその一部事務組合のようなものをつくって、その区議会の声さえ部分的にしか届かないような組織をつくらうとしているのが、今の大阪都じゃないですか。そこは自分に都合のいいことだけ言うというのは、やっぱりやめていただきたいと、それは率直に申し上げておきます。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

この場合は法定協議会で、協定書を協議するために皆さんお集まりいただいているわけであって、府議会の定数が109から88になったことに関して議論する場ではありませんから、協定書に関して議論するように、会長におかれましては、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願いします。

(今井会長)

今、浅田委員からそのような旨の発言がございました。

ほかの委員さんから、ほかの御意見ございますか。

大橋委員。

(大橋委員)

では私のほうから、そもそも今回提案されております協定書につきましては、さきの9月議会で提出された協定書をもとに、その後、動きが変わりました。一部事務組合が設置されたということ踏まえまして、微修正を加えたものであります。

皆さん方御存じのように、前回の協定書につきましては、国から特段の意見なしというように、広域自治体や特別区の設置に向けた制度設計について、国からの了解を得られたものと、我々は受けとめております。

したがって、今回提案されました協定書についても、十分法に基づく要件は満たしているというふうに理解をいたしております。

国のチェックを受けました制度設計案に建設的な修正や合理的な御指摘もほぼなく、今経過をいたしておりますので、我々といたしましては、原案どおり協議会として協定書案を決定することに賛成の立場をとりたいというふうに思います。

そして、前回の協議会決定も踏まえ、府市の27年2月議会に協定書議案を提出し、議会への承認の上、報道にもあるように、5月17日を目途に、法に基づく住民投票を実施することも、合わせて希望いたしたいというふうに思います。

このことをさらに協議会の意思として確認されるよう、会長にお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

(今井会長)

ほか、御意見ありますか。

ないですか。

(「なし」の声あり)

(今井会長)

それでは、原案をもって協議会として協定書案を決定したいと思います。

それでは、協定書案について、採決に移りたいと思いますが、その前に、代表者会議でも確認をさせていただきましたが、各会派から意見表明をお願いしたいと思っております。

意見表明については、各会派おおむね15分以内とします。

なお、順番については先ほどの代表者会議でも意見がございましたが、会長は会務を総理するという立場もございますが、特に意見総体では反対の派が4会派、60分となります。賛成会派が1会派15分となります。したがって、時間配分では配慮をされておりますので、順番を私のほうで総理させていただきました。

したがって、その順番で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、それでは、自民さんから意見表明をよろしく願いをいたします。

柳本委員。

(柳本委員)

ただ今の会長の順番の理由はちょっとよくわかりませんが、御指名を頂戴いたしましたので、自民党から今回出されました特別区設置協定書案についての見解を表明させていただきます。

まず、今回の協定書案の内容については、本日大阪市会の議論の結果を受けて、若干修正はしているものの、維新のみで開催された協議会で案となり、昨年10月27日に大阪府議会、大阪市会において否決されたものと全く同じであることから、自民党としては反対であります。

以下、これまで両議会の議論と重複することになりますが、反対の理由を3点述べさせていただきます。

まず1点に、最大約70万人の人口を擁する特別区をつくることになる大阪市を五つに分ける区割りであります。

大阪市5区分割案の原案は、そもそも大阪市のブロック化案を検討するに当たり、公募区長たちが地域の声を聞くことなく短期間で作成されたものであり、その後、現在の住之

江区を二つにさらに割るなど、地域の歴史や伝統を無視した、公平な視点での市民意見など全く反映されずに決められた、極めていいかげんなものであります。

さらに、庁舎問題や災害対策など、それぞれの特別区が独立した自治体として運営するには、多種多様な欠陥を抱える状態になっており、明るい未来が想像できるものではありません。

2点目は財政問題です。

府市再編により二重行政の無駄を廃して出てきた大きな効果額で、大阪の成長を担うというのが、いわゆる大阪都構想のうたい文句でありましたが、これまでの協議会、議会での議論を振り返れば、当初掲げられた理想は全て夢物語であることが明らかになりました。

財政シミュレーションでは、17年間で約2,634億円の効果額があると過大に積み上げられておりますが、これらのうちの約2,206億円は、府市連携や市政改革などの行政改革をもって実現できるものであり、逆に分割コストが約650億円以上もかかることを考えれば、特別区設置は約226億円の赤字になるということが明らかになりました。財政的にも、特別区設置は新たな無駄を生じさせることが明確になったのです。

おまけに、大阪市域内における特別区の自主財源は、現在の大阪市税収の4分の1と大幅に減少し、財政調整に頼らざるを得ないわけですから、幾ら区長を公選で選んだとしても、その区長に住民の声に応えるだけのお金の入った財布はないのです。

3点目は、府と市の関係以上に複雑になる意思決定です。

府知事と5人の特別区長、必要に応じて議会代表者なども含めた構成員になる都区協議会で決めるとされていることが余りにも多いこと、そして、財政規模が約6,400億円にも上る、他に類をみないメガ一部事務組合、住民から遠い存在となる組合議会で、その事務についての議論と決定が行われます。結局、最少で湾岸区の12名となるような各区の特別区議会では、何も決められず、住民の声に対してきめ細やかに対応できるニア・イズ・ベターとはほど遠い事態が、この協定書案からは見て取れます。

以上、主な3点を挙げさせていただきましたが、ほかにも事務処理特例条例での事務移譲や、用途地域さえも決められない特別区の権限、大都市特有の行政需要に対して対応し切れるかどうかわからないような職員体制、今まで大阪市が一括で担ってきた事業を、無理やり広域と基礎と一部事務組合とに分けた事務配分、無味乾燥な区の名称、さらには協定書には書かれていない、議論もされていない不確定事項が余りにも多いことなどなど、問題を挙げれば切りがありません。

私たちは、特別区設置に当たって、大都市法に規定する最終最後の住民投票を否定するものではありません。しかし、その住民投票なるものは、やはり住民代表である議会が、住民のよりよい生活のためになるという信念のもと、特別区設置協定書に賛同するという前提があるべきだと考えます。

非常に複雑多岐にわたる大都市制度の詳細事項について、理解いただくのが難しい中で、取り返しのつかない大都市制度の転換に向けての判断を、住民に責任転嫁することは、議会の責任放棄にもなるのではないかと考えます。

加えて、大阪のみならず、自民党としての考え方についても申し上げておきたいと思えます。

自民党は党として、大都市法に賛成をいたしました。これは、大阪における適用も含め

た、特別区設置を広く道府県と政令市が抱える課題の解消の一つの方法として、手法として認めたということであります。党本部と大阪の自民党で見解が異なるということではありません。

一方で、自民党は地方分権を大切にす政党であり、地方のことは地方で決めるという大原則を持っております。この間、大阪における広域戦略の一元化や住民自治の強化に向けて、特別区設置についても、その実現可能性や現状との比較優位性を探りながら、真摯に議論を進めてまいりましたが、このたびの協定書案作成の過程、及び具体の協定書案を見るに当たり、大阪にはいわゆる都構想は必要ない、無駄である、無意味であるということが、より明確になりました。これが結論であります。

また、総務大臣は、前回の協定書案に対して、技術的助言をしつつも、特段の意見なしと回答をされました。今回の協定書案についても、仮に同じように総務省に出されたとしても、同様の回答が予想されます。ただ、これは手続上、書くべきことが書いてあるにすぎず、この協定書案がすばらしいと太鼓判を押しているわけでもなく、この協定書どおりに特別区設置を行えば、大阪にバラ色の未来があることを総務大臣が認めたということでは当然ないということも指摘しておきたいと思ひます。

さらに、最後に1点、要望しておきます。

今回の協定書案についても、急遽このたび修正があるとの話が本日の協議会の告知後にありました。これ以上、時点修正などを加える点は本当はないのでしょうか。ささいなことでありまして、かつあきれて、あえて申し上げませんでしたけども、提示されたこの協定書案のページ、164ページには病院局という言葉がございます。昨年10月1日をもって病院局はなくなっております。余りにもずさん、不細工な話です。本来であれば、協定書案を再度、提示する際に、修正箇所などは十分精査して、修正した上で提出されるべきものであります。今後も修正が仮に必要なときには、前回のように会長一任ではなく、逐次協議会を開催して確認されるよう求めておきます。軽易なものは事後報告が許されたとしても、重要な修正が勝手になされるようなことは、断じて許されないと申し上げておきます。

以上、るる申し上げましたが、大阪市民の生活に新たな不安と新たな無駄と新たな労力を押しつける今回の協定書案については、断固反対であるということを重ねて申し上げ、自民党の見解表明といたします。

以上です。

(今井会長)

次に、民主・みらいさん、よろしく願いをいたします。

長尾委員。

(長尾委員)

では、私のほうから民主・みらいの見解表明をさせていただきたいと思ひます。

まず、前提といたしまして、常に入り口論を言うなという御指摘もありますけれども、これを言わないと我々の基本的な姿勢が御理解いただけないので、簡潔に申し上げます。

いわゆる都構想、大阪市廃止・分割構想につきましては、これまでずっと議論の過程で、

法定協より前の条例協のときから私どもは主張してまいりました。大きく簡単に言えば、1つは地域主権、地方分権に逆行する府県集権主義であるということ、それから2点目として、余りにも急激な、乱暴な改革は大阪市民の市民生活への影響が大き過ぎる、好ましくない、このことを一貫して主張してまいりました。

そのことを前提といたしまして、昨年7月23日の第17回法定協議会で決定されたことになっております「特別区設置協定書」は、強引な手続によりまして、先ほどもお話がありました、維新の会が単独で決定したものであります。

その協定書が10月27日の府議会、市会本会議において、既に否決をされております。その否決された協定書を、本日、急に、一部修正がありました、何ら本質的な修正はない、基本的に全く同じものを、前回、市長のほうから突然提案され、提出をされたということでもあります。当然のこととして私どもは賛成できません。本日、取りまとめも行うことには反対である、このことをまず申し上げたいと思います。

また、そもそも否決された協定書と同じ協定書を、再度提案をして、仮に議会にも、法定協で可決されて、議会でも可決されるということになるとすれば、10月27日の議決をみずから否定をするということになるわけでありまして、果たしてそういうやり方でいいのかどうか、大いに疑問であります。

大都市法上の手続の問題も、前回の法定協でも、柳本委員でしたか、御指摘がございましたように、問題がないのかどうか、私どもも総務省へ照会するべきであると、このことを申し上げておきたいというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、都構想、大阪市廃止・分割構想に、我が会派として、そもそも反対でございますけれども、この間、一貫して申し上げてきましたように、法定協において協定書について議論することを否定はもちろんしておりませんし、また議論を妨害したこともございません。仮に大阪市を廃止をして、特別区を設置するとした場合に、実現可能な案となるように、あるいはまた市民の皆さんに被害が及ばないようにという見地から、問題点や矛盾を指摘してきたわけでございます。

維新以外の他の会派の委員の皆さんからも、様々な意見が出されました。これらの指摘に対して、知事、市長、維新の会の皆さんは、真摯に応えることなく、乱暴かつ急ごしらえで協定書案の作成をしたということで、手続はもちろん、中身においても我々は反対せざるを得なかった、これが正しい経過でございます。

したがいまして、今申し上げましたように、本日取りまとめ反対でございますけれども、そして我々としては、もう一旦否決をされた過去のものであると思っておりますが、この協定書案の中身について、念のために問題点を何点か指摘させていただきます。

1点目に、そもそも当初、都構想、大阪市廃止・分割構想の基本的な考え方は、地域自治は、より住民に近い特別区へと、成長戦略等を大阪府へ集約し、強力な広域行政対応とするということで都市間競争に打ち勝っていこう、大体こういうような主張ではなかったかというふうに思っております。

大阪市を廃止して5つの特別区に分割することで、確かに見かけだけは260万都市大阪市より、それぞれの特別区は小さくなって、一見、住民に近くなったように見えます。しかし、実際には、5つの特別区には十分な権限や財源が保障されず、その自治権は、いわゆる一般市にも及ばないものとなってしまっている、このことが最大の問題でございます。

す。

また、独立した基礎自治体であるべき特別区に、一旦配分されたはずの事務についても、共同処理のためと称して、巨大な一部事務組合が新たに設立をされることになっております。住民からも議会からも、チェックやコントロールが及びにくい遠い存在となってしまうということであり、結局のところミニ大阪市であり、三重行政となる、この点が1点目でございます。

2点目は、職員体制について、近隣中核市との単純比較というもとに算出した配置数案なるものが出されております。昼夜間人口の差や大都市特有の需要を無視した極めて形式的机上の論理でありますし、さらに、5つに分かれることによって、本来、職員数が減るということは考えられないわけですが、現行より少ない職員数になっているということで、あらかじめそういう職員削減計画が特別区長に課されているということであり、特別区長のマネジメントを侵しているということ。そして、しかもその中身が再編効果に組み込まれているということで、計画どおり実行されなければ成り立たない財政シミュレーションになっているということが2点目でございます。

さらに3点目は、再編効果額や再編コストにつきまして、これまでいろいろ指摘されておりますように、そもそも当初、公言された年間4,000億円はおろか、大阪の成長に必要な投資に回せる財源は余りないと。府・市統合と無関係な民営化やリストラ効果見込み額が大半であるということであること。さらに、効果が発現する保証はないけれども、一方、庁舎の確保やシステム改修など、再編コストは最初から必ず発生するというものになっているということでもあります。

以上は、パッケージ案の段階から指摘をされてまいりました。協定書案、協定書になる段階で、さらにこれらのことは、ひどいことになっております。その最大の点は、法改正を諦めた、放棄をしたということでありまして、中核市並みや、あるいは政令市の権限も一部移ることになっておりますが、何らそれは法制度上、保障がされない、こういうものになってしまっております。

以上の結果、協定書の内容は中核市並みの特別区は名ばかり。文字どおり、東京都区制度と同じものになってしまっているということでもあります。そういうものには賛成ができません。

また、1回やってみたらいいという議論も成り立ちません。元に戻したいというふうに住民の皆さんが望んでも、法制度上は元に戻すことができません。危険が大き過ぎるということでもあります。

私どもは、改正地方自治法に基づく、現行の法制度に基づく、できる改革をまず積極的に取り組むべきであって、もしそれでも成り立たない、うまくいかない、大阪の再生に結びつかないということであって、初めて制度の改革の議論を進めるべきであるというふうに考えている点を申し添えまして、初めから急激な改革方法、制度改革を選択することは反対である。劇薬より漢方薬をとということを申し上げまして、反対の意見表明にさせていただきます。

以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

次に、共産さん、よろしく願います。

山中委員。

(山中委員)

それでは、日本共産党の意見表明をさせていただきます。

まず、今回のやり方、手法について申し上げます。

12月30日の法定協議会では、まるでどさくさまぎれのようにして、市会と府議会で否決された協定書案を、そのまま取りまとめるということを採決したわけですが、これは民主主義に照らしても、特別区設置法に照らしても、暴挙としか言いようがないと思います。

申し上げるまでもなく、特別区設置法では、住民投票にかけるには、議会での協定書の承認を必要としています。第6条に、はっきりとうたわれているとおりです。ですから、一旦、議会で否決されて存在しなくなったはずの協定書を、ほぼ無修正で再度提案すること、この法の趣旨を真っ向から踏みにじっている、いわば闇取引という裏わざを使って、見かけだけのものにしてしまって、議会の承認という段階を事実上、消し去ってしまったに等しいと思います。限りなく脱法的な手段だと言わざるを得ません。

私たちは、否決された以上、きっぱり断念すべきだと思いますが、あくまで大阪市解体、特別区設置にこだわるということであれば、今回のように住民投票ありき、日程ありきではなくて、もう一度、一から議論を尽くして新たな協定書を練り上げるのが本当だと思います。にもかかわらず、市長などは、どうしてもこの協定書案で住民投票に持ち込みたいということのようですけれども、本当になりふり構わないといった格好になってしまって、こういうやり方では後ろめたさが残るのではありませんかと申し上げたいと思います。

公明党の皆さんも、協定書は反対。されど、住民投票はやむなし賛成。また住民投票になれば反対する。こういう大変に矛盾したことを表明せざるを得なくなっています。結果として、ああ、結局、裏取引があったのではないかと、いろいろ言われることになるのはいかななものかと思えますし、何よりこんな大事なことが、闇取引、密室談合という最悪の形で展開をして、一体何が起きたのか真相がわからないなんていう状況は、市民の皆さんにとって、到底、承服できない、あってはならないことです。

つけ加えれば、常々、情報公開だ、フルオープンだとおっしゃっている橋下市長がおとりになるにふさわしい手法とも思えません。そんな手法ではなく、4月には地方選挙があるわけですから、そこで正々堂々、論戦を闘わせて、両議会で維新の会が文字どおり過半数を制してから、議決なりなんなりなされたらいかかと思えます。

手法について申し上げてきましたけれども、否決された協定書案は、内容的にも看過できるものではありません。

まず何よりも、特別区は、住民サービスをよくするどころか、悪くせざるを得ないということは、火を見るよりも明らかです。もともと、都構想で4,000億円浮く、住民サービスをよくするといううたい文句でしたが、浮くお金なんてほとんどないということは既に明らかになっています。それどころか、立ち上げの際、庁舎建設などで600億円と

も700億円とも言われる膨大な初期コストが必要であることや、事務費等のランニングコストの増加により、恣意的に職員数をカットした大都市局のシミュレーションでも、特別区を合計すると5年間で1,071億円もの収支不足となる。土地という土地を売却し、財政調整基金もおおむね取り崩し、新たな借金までした上に府からの貸し付けまで受けざるを得ないという惨たんたるありさまです。

この点については、市長自身が、効果額の議論なんて意味がない、住民サービスをよくするとかいうものじゃない、そういうふうにはっきりとおっしゃっています。同時に、特別区が自立できない半人前の自治体に成り下がってしまうということです。財源、権限、財産を取り上げられる上に、埋めがたいほどの財政格差ができてしまい、無理やりその差を埋めるための財政調整をしなければなりません。歳入が多くて、財源を持っていかれる特別区からは不満が出るでしょうし、歳入の少ないところは肩身の狭い思いをしなければならない。どちらにとっても、自立した自治体とは、とても言えません。100を超える事務を担うという、とんでもない一部事務組合が必要になることもしかりです。

もろもろ、自立した一人前の自治体とは言いがたいからこそ、東京23区では、都区制度の廃止を求める声がほうはいとして起こっていることは周知のとおりです。明治22年以来の大阪市をつぶし、こんな半人前の特別区に分割するなど、到底認められません。

その上、庁舎建設が必要とされている東区、中央区、南区について、一体どこへ建設するのか、そんな土地があるのか、全くめどが立っていません。この間の議論では、リサーチすらしていないと、そういう御答弁ですが、市民にとって、とって身近で肝心なことはさっぱりわからない、このまんまでどうして、住民投票だとか、住民への説明だとかいうことが言えるのか、余りにも無責任であり、乱暴であると思います。

市長はあちこちで、車を買うときに、エンジンの仕組みなんて知らなくていいとおっしゃっているようですが、まさにその言葉どおり、白紙委任を求めるに等しいものです。

このように、徹底的に大阪市を潰すということを主な目的にしながら、その一方で、私たちはまやかしにすぎないと思っていますが、広域行政の一元化ということも盛んに言われています。大学、高校、病院、大阪城、鶴見緑地など大規模公園、動物園、長居競技場、美術館、博物館、港湾、消防、下水、バス、地下鉄などなど、府に移管するとされているわけですが、こんなことをして、どうして大阪経済が活性化するのか、さっぱり説明がつきません。

市長や維新の会の皆さんは、カジノの夢洲への誘致や、なにわ筋線の鉄道建設などをよく口にされますが、新たな無駄遣いにこそなれ、もとよりこれで大阪の経済がよくなるとは思えませんし、こういうことしかないというのであれば、市民にとってまことに寂しい限りだと思っています。

いつか来た道を繰り返すだけのことだと思いますが、またぞろこのような無駄な大型開発を本気で考えておられるように見受けられます。そうなると、その財源づくりのために、市から移管した施設などを統廃合したり、売却したりするようなことを目論んでいるのではないかと心配する声が出るのも無理のないことだと思えます。

いずれにしても、大阪市の解体、特別区設置にしる、括弧つき広域行政の一元化にしる、大阪都構想や府構想なるものは、市民にとって全くプラスにならないものだとして申し上げます。

最後に、この協定書案は、もともと維新の会以外の委員を一方的に排除するなど、違法・脱法を積み重ねて作成したものであり、両議会で無効の決議が上げられたものです。それでも両議会に上程されて以降、委員会、本会議などで真摯に議論して、改めて市民にとって百害あって一利なしということを明確にした上で、両議会が否決という判断をしたものです。それを闇取引でよみがえらせて賛否を問うなどということは断じて認められないということを重ねて申し上げ、発言を終わります。

以上です。

(今井会長)

ありがとうございます。

次に、公明さん、よろしくお願いします。

清水委員。

(清水委員)

それでは、特別区設置協定書案について、我が党の意見と態度を申し上げます。

私たち公明党は、法定協議会におきまして、これまでさまざまな問題、課題を具体的に指摘し、また、建設的な提案を行うなど真摯に議論を重ねてまいりました。

しかし、昨年1月、特別区の区割り案の絞り込みをめぐる、知事、市長、維新の会と他の会派との対立から、維新が府議会の委員から他会派を排除して以降、結果的に7月に維新だけで協定書案を決定しました。その維新案の協定書は、余りにもずさんで問題点が多く、昨年10月の大阪府議会、大阪市会の両議会で否決をいたしました。

ここで、私たち公明党が両議会で指摘した問題点を重ねて申し上げます。

1つは、大阪市を解体し、府市統合による再編効果について、知事は当初、毎年4,000億円ほどの財源が生まれると主張していましたが、この額については積算の根拠なく発言していたことが、知事みずからの答弁で明らかとなりました。結局、純粋な統合効果はわずか毎年1億円にすぎません。効果がないばかりか、特別区設置によるコストの増加については、庁舎改修と新庁舎建設費で497億円、システム改修費で150億円を始めとして、総額680億円もの多額の経費がかかることが明らかになっています。

大都市局が発表した財政推計では、平成29年の発足からスタートダッシュの重要な5年間は、特別区の収支不足が続き、その累計は858億円の赤字、一部事業が民営化されない場合は1,071億円の赤字となることが明らかとなりました。新たな広域行政を担う府は大阪の成長発展の力を発揮するどころか、特別区の財政破綻を回避するために全力を挙げるということになりかねません。

次に、ニア・イズ・ベターの観点から、特別区は中核市並みの権限をもつ基礎自治体として住民自治の充実を図るとしていましたが、協定書案では、中核市並みの権限と財源を保障する法改正を見送り、大阪府の事業を府の条例によって特別区に権限移譲する事務処理特例条例の手法によることとしたことから、特別区の自主性と財源保障は不確実なものとなりました。

具体的な例として、特別区のまちづくりにおいて重要な都市計画上の用途地域の権限がなくなり、中心市街地の再開発を主体的に行うことができなくなってしまいました。さら

に特別区の財源については、約6,300億円の市税が4分の1に激減します。財政調整交付金の配分割合も不透明であり、とてもまともな基礎自治体とはいえません。

また、財源の配分、新たな財務リスクに対する負担のあり方など自治体経営の根幹となる財政調整を担う都区協議会については、意思決定の仕組み、紛争処理の方法、第三者機関設置に関する具体的な内容が明らかではありません。将来のトラブルが懸念されます。

さらに介護保険、健康保険、水道事業、システム管理、施設管理など、予算規模6,000億円を超える大規模な一部事務組合、これは、政令市である堺市の全会計にも匹敵いたします。こうした大規模な一部事務組合を設立することで、府、一部事務組合、特別区の三層構造をつくり出し、区民の声が直接届かない仕組みとなります。

こうしたことから、二重行政の解消、中核市並みの権限、毎年4,000億円の効果という目的が全く達成されないことを協定書が示しています。このたび、再提出された協定書案は基本的に同じものであり、この協定書による都構想が実現されるとすれば、大阪市民、府民の生活に重大な悪影響が出ることは明白であり、再提出された協定書による都構想には断固反対であると申し上げておきます。

私たちは、この法定協議会において、仕切り直して1年でも2年でも時間をかけて議論をしよう、こういうことを主張してまいりました。ところが、知事、市長が任期中に結果を出すためには何度でも同じものを出しますよと、こういうかたくなな姿勢であったことから、今後も知事、市長と議会とがこれまでのような不毛な対立が続くことが想定されます。そうなれば府政、市政はますます混乱し、府民のための府政、市民のための市政の本来なすべき仕事が置き去りにされてしまいます。今、必要なことは都構想ではなく大阪の経済を停滞から成長へと転換する、府民、市民生活の向上です。私たち公明党は、大阪の発展のために都構想議論の収束を図ることを目指します。大阪市民の皆様とともに住民投票で決着をつけることを決断いたしました。

そこで、法律の手続の上から住民投票を実現するため、議案としての協定書案を承認することを表明し、意見の開陳といたします。

(今井会長)

ありがとうございました。

最後に、維新さん、よろしく願います。

浅田委員。

(浅田委員)

協定書案を原案どおり決定することに賛成の立場から、我が会派の意見を申し述べます。

今回、提案の協定書案は、去年の9月議会に提出された協定書に微修正を加えたものであります。前回の協定書について、国から特段の意見がないとの回答を得ております。したがって、ほとんど内容は同じ今回の協定書についても大都市法に基づく要件を満たすものであり、何ら問題のない協定書案であると考えております。

しかしながら、この協議会において、都構想反対派は、大阪の現実を省みることもなく、制度の入り口論と協定書のあら探し、今までさんざん聞かせていただきましたが、協定書のあら探しだけに矮小化した議論を繰り返し、何ら建設的な提案はありませんでした。

そこで、改めて各会派のこれまでの批判や主張に対し、我が会派の見解を申し述べたいと思います。

私たち大阪維新の会は、大阪の危機の深刻さを真正面から受け止めるところから活動を始めてきました。大阪の危機は以下のように要約できると思います。すなわち、経済力が低下していく。それを原因として、失業率や生活保護率等の社会指標が悪化する。また、学力も低下する。また、自治体の問題解決能力が低下することであります。経済力と財政力が低下する一方、生活保護等社会保障費の増加により財政が硬直化、それが教育投資や企業誘致、インフラ充実など、都市再生に必要な投資を遅滞させ、大阪の都市問題を一層深刻化させました。貧困家庭の子弟が十分な教育を受けられず、そのため、世代を超えて貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の再生産という最悪の事態が進行しておりました。この負の連鎖を断ち切り、大阪の都市再生を図るための装置部分をつくり直すということで提案しているのが大阪都構想であります。

これまで、ほぼ同等の権限を持つ府庁と市役所が併存していることで、二重行政による無駄な投資が繰り返されてきました。こうした状況を根本的に改革する肝の部分に当たるのが協定書案に記載の事務の分担であります。ここには大阪府と大阪市の役割分担を明確化し、府と市がそれぞれ担っていた広域行政を府に一元化するということが記述されております。この一元化で成長戦略、産業政策、インフラ整備など、府域全体で実施すべき施策が迅速、かつ、効果的に進むようになります。1人のリーダーのもとに政策、予算、組織を一元化することにより、二重行政が発生しなくなります。

今の大阪府、大阪市体制のまま二重行政を解消できるという主張がありました。本当にそうでしょうか。府議会は賛成でも市会は反対で、住吉病院の機能統合、公衆衛生研究所と環境科学研究所の統合など、改革案件はストップしています。これらの案件については、同一会派でも府議会と市会で対応が分かれております。府議会では、自民、公明も賛成しながら、市会ではこれらの会派は反対であります。大阪都構想が実現すると、これらの統合は確実に実現いたします。

大阪都にしなくても大阪戦略調整会議で議論すれば二重行政が解消できるというのですが、同一会派内ですらばらばらでどうしてそんなことができるのでしょうか。みずからを振り返って見ていただきたいと思います。

権限も財源も府に依存する一般市以下の自治体であるという批判、これは今、共産党、民主党、そして、公明党のほうから指摘されましたが、いずれも的外れであります。公選区長、区議会のもと、中核市並みの権限と財源、そして、事務を有する十分な力を持った自治体ができます。公選区長、区議会議員は住民の審判を受けます。だから、住民のほうを見て仕事をします。住民の声が届かないという御指摘がありました。公選区長のもとでニア・イズ・ベターが飛躍的に進みます。

まちづくりなど、大事な権限が大阪府に奪われる、特別区の権限は不十分で中途半端という指摘、これも公明党、共産党、民主党のほうからありました。とんでもない事実誤認です。確かに市で処理していた都市計画の用途地域などの権限は府に移りますが、地域レベルの市街地開発などの権限は特別区が担うこととされており、地域のまちづくりは特別区の判断で実施できます。

また、法改正ではなく事務処理特例条例で対応することにつきましては、今、公明党、

さらに、民主党のほうから御指摘がありました。本当に府議会は協定書どおりに条例を可決するののかとの疑問も出されたことがありました。地域のことは地域で決めて条例で対応する、これがまさに分権であります。住民投票で賛成となったことに議会人が反対する理由はありません。

次に、財政調整制度について、府に財源が吸い上げられるなどの批判がやみません。自民、柳本委員のほうから、市税収入が4分の1になるという虚偽の発言がありました。真っ赤なうそであります。直接入ってくるお金は確かに4分の1になります。6,300億円が1,500億円ぐらいになって、直接入ってくるお金は4分の1、また、広域に付する部分があります。さらに直接入ってくる部分が4分の1のほか、間接的に入ってくるお金がその2倍あります。したがって、入ってくるお金は4分の1になるというのは真っ赤なうそであります。府に入る法人市民税や固定資産税、地方交付税交付金など、府の財政再建のために充てられるものではありません。府と特別区の役割分担に応じて、しっかりと中核市以上の事務が処理できるよう、財政調整制度によりきちんと特別区に配分されます。あたかも府が市の財源を取り上げるような批判は全く根拠のないものであります。

続きまして、湾岸区の防災体制が脆弱など、要はこれでは特別区へ人員が回らないといった類いの批判が長尾委員のほうからあります。そんなことはありません。事務の分担に応じて仕事がきちりできる職員配置が考えられております、この配置を検討した中核市モデルには西宮市や尼崎市など、湾岸地域を含んだ中核市も入っております。協定書案では職員総数が示されておりますが、その中で各部署の具体的な配置を決めればいだけで十分対応が可能であります。

さらに、一部事務組合につきまして、公明党、それから、民主党、自民党のほうから御指摘がありました。すなわち一部事務組合は、府、特別区、一部事務組合の三重行政を形成する。巨大な一部事務組合では住民の目が届きにくいという御指摘であります。一部事務組合が担うのは、各特別区ごとに持つのは非効率なシステム管理や、特別区の区域を越えて利用が見込まれる福祉施設、あるいは、市民利用施設、また、広域化が検討されている国民健康保険事業や、民営化の検討をされている水道事業などです。こうした事務を特別区の水平連携で担うことに何の問題があるのでしょうか。府と特別区と一部事務組合が担う事務は明確に役割分担されており、三重行政との指摘には当たりません。

しかも、一部事務組合の職員数については、全体の3%に当たる約400人にすぎません。加えて、一般会計ベースの事業費に関していえば、特別区と一部事務組合の事業費の合計額のたった2%であります。また、一部事務組合は、地方自治法に基づき長年活用されている制度です。府内市町村においてたくさんの一部事務組合が組織されております。これらはそれぞれの構成団体の市長や議員がメンバーになっており、地域の声がしっかり反映できる仕組みになっております。

また、この一部事務組合の規約や都区協議会の規約が示されていないことをもって、協定書の記載は不十分、でき損ないの協定書との声がありました。これらは完全な言いがかりであります。基本的な考え方はきちりと協定書に書かれております。協定書に記載すべきことと住民投票後に詰めるべきことをごっちゃにした議論であります。規約の詳細を出せというのは反対のための議論にすぎません。住民投票で賛成となればきちり詰めて

いくのが当然のことです。

そのほか、財政調整の配分割合、各特別区での具体的な組織や職員配置、町名の決定などについては、特別区設置が決まればそれに向けて知事、市長のもとで準備を進めていくのは当たり前のことでもあります。

それから、進め方は拙速、維新だけの協定書、維新だけで作成した協定書という批判が民主党等からございました。これまでの進め方につきましてはそのような御指摘は当たりません。平成23年7月の府議会における大阪府域における新たな大都市制度検討協議会から議論に議論を重ねてきたのではないのでしょうか。さらに、維新だけでつくったように言いますが、平成24年4月から府市の条例に基づく大阪にふさわしい大都市制度推進協議会、そして、現在の法定協議会でも今年の1月までは各党派が参加して議論をしてきたのではないのですか。制度の根幹をなす事務分担や財政調整、財政シミュレーションなどの議論には一緒に参加されていたのではありませんか。こうした経緯を意図的に無視し、ろくに議論もせずにつくられた協定書、維新だけでまとめた協定書であり民意が反映されているとはいえないなどといった批判が繰り返されておりますが、これは的を射た批判ではありません。

大阪はまだまだ厳しい状況にあります。経済指標や雇用統計などを見てもそのことは明らかであります。このままの大阪でよい、このままで大阪はよくなると思っている人は誰一人いないはずであります。それにもかかわらず、今のままで協議連携、それで府市の二重行政が解消できる、なぜ行政の仕組みを変えなければいけないのかといった論拠のない意見が反復されております。これでは合理的な理由とはとても言えません。このまま漫然と衰退の道を歩んでいいのでしょうか。それで大阪の将来に対してあなた方は責任ある姿勢をとったといえるのでしょうか。

時代は動いております。少子化、高齢化と同時に人口が減少していく社会の中で、限られた財源を使っていかに大阪の活力を維持し回復していくのか。住民に身近なサービスを的確に提供していくのか。その答えは広域自治体が一元的に成長に関する役割を担い、あわせて、役人区長ではなく公選区長が常に民意を肌で感じて地域に合った行政サービスを展開していく、この役割分担を徹底することしかありません。

大阪都にして問題が起こったらどうするのか、サービスが低下するのではないか、また、今の府市のままでも二重行政の解消はできるとの論は、大阪の将来を開いていくという意気も意思も感じられません。

大阪をよくするため、これまでの府市のあり方を改め、大阪の役所をつくり直し、今の時代の要請に応えていくことは至極当然の発想であります。ここ大阪は先駆的な自治の実践の場でもあります。大阪の都市再生にはこの協定書に沿って府市を再編し、大阪都構想を実現するほかありません。そして、新たな制度のもとで強力に成長戦略を展開し、住民にきめ細かなサービスを提供することで大阪をよみがえらせなければなりません。

本日、協議会として協定書案が決定されれば、国の回答を経て、平成27年2月議会で協定書議案が提出されますが、我々としては当然、議案を承認させていただくとともに、5月17日には住民投票が実施できるよう必要な準備を進めていっていただきたいと切に望んでおります。

委員各位におかれましては、協定書案の原案どおりの決定に賛成いただきますようお願い

い申し上げまして、我が会派の意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

(今井会長)

ありがとうございました。

以上で、意見表明が終わりました。

採決に移りますが、採決の内容は、12月30日提案、1月13日付修正の協定書案をもって協議会として協定書案を決定する。国への協議報告を経て、府の2月議会、市の2月予算議会に協定書議案を提出する。あわせて協議会の意向として、府の2月議会、市の2月予算議会で協定書議案を承認する。大都市法に基づく住民投票を5月17日に実施することを希望するという提案についてです。

それでは、今、申し上げたことについて、規約第6条第4項に基づく採決に移りたいと思います。

賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

(今井会長)

起立多数です。

よって、ただいま協議会として協定書案が決定をいたしました。

この協定書案をもって、速やかに大都市法第5条に基づく国への事前協議及び報告を行います。国からの回答を経て協議会としては前回の協議会決定も踏まえ、府市の平成27年2月議会に協定書議案を提出することといたします。提案権者である知事、市長、よろしく願いをいたします。加えて、協議会の意向として、府の2月議会、市の2月予算議会で協定書議案を承認する。大都市法に基づく住民投票を5月17日に実施することを希望することといたします。なお、協議会だよりについては、前回の協議会で御了承いただいておりますので、本日の結果も踏まえまして発行いただきますよう事務局にお願いをいたします。各会派にも御協力をいただきますようよろしく願いを申し上げます。

また、市長、知事におかれましては、住民投票に関する予算及び広報など、大阪市民の皆さんにくれぐれも周知徹底をされますよう必要な取り組みを進めていただくよう切にお願いしたいと思います。

次に、その他事項に移りたいと思います。

まず、今後、協定書案について国への協議報告を行います。字句訂正などの軽微な修正が生じる場合もあるのではと考えております。ただ、そうした場合は、規約の定めにあるとおり、会務を総理する会長が責任をもって対応させていただきたいと思いますが、その内容については、事前に委員各位に通知をさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(今井会長)

いいですか。ありがとうございます。

それでは、協定書を作成するに当たっての字句訂正などの軽微な修正については今、申し上げたような対応をさせていただくこととさせていただきます。

次に、協議会の今後の日程についてですが、大都市法の規定に基づき、国からの回答を踏まえ、協定書を決定、その協定書を知事、市長に送付、知事、市長から議会の審議結果を受理します。議会で承認の後、選挙管理委員会及び総務大臣への通知となります。これらについては、協議会を開催して対応していきたいと考えておりますので、各委員におかれましては引き続き御協力をよろしくお願いをいたします。

私からの発言は以上です。

この際、何か御意見はございませんか。ありませんか。

それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。